

(別 添 一)

専任教員養成講習会実施要領

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とすること。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が別に示す専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に沿って実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができること。

3 受講対象者

保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

4 単位等

原則として34単位(855時間)以上とすること。

5 教育内容

別紙1の教育内容及び目標を標準とすること。

6 教室等

- (1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- (2) グループワークを実施するための部屋(演習室)が確保できることが望ましいこと。
- (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。
- (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

7 講習会担当者

教育担当者及び事務担当者を配置すること。なお、教育担当者は専任であることが望ましく、原則として次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 看護教員養成講習会等の修了者であって、専任教員の経験を有するもの。
- (2) 保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表三の専門分野の教育内容のうち、1つの分野に3年以上従事した者であって、大学において教育に関する科目を履修したもの。

8 講師

- (1) 講師は大学教授、准教授又はこれらに準ずる者(教務主任等)とするこ

と。

(2) 演習のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

9 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、前年度2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会に要する経費の収支予算

エ 講習会の名称

オ 講習会の会場の名称及びその所在地

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 教育担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

サ 事務担当者の氏名

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 教育担当者の履歴書

なお、履歴書は、教育担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ 都道府県が業務の一部をその適当と認める者に委託する場合は、委託契約書（写）

ウ その他参考となる資料

(3) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

10 運営等

- (1) 科目の評価については、ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、eラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価でも可とすること。
- (2) 受講者のうち保健師助産師看護師実習指導者講習会及び特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会において、専任教員養成講習会のeラーニング科目を修了している者については、当該科目の履修を免除することができること。
- (3) 講習会修了者には、修了証（別紙2）を交付すること。
- (4) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙1 専任教員養成講習会教育内容及び目標

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ)	看護教育の基盤		ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	4	60	
教育分野 (教育の原理を系統的に学ぶ)	教育の基盤	教育原理*	教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本理論を学ぶ。	4	90	
		教育方法*				
		教育心理学*				
		教育評価*				
専門分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ)	看護論	看護論*	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	1	30	
		看護論演習		1	30	
	看護教育学	看護教育論*	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	1	15	
		看護教育制度*	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	1	15	
	看護教育課程	看護教育課程論*	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	2	45	
		看護教育課程演習	看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。	2	60	
	看護教育方法	看護教育方法論*	学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。	3	90	
		看護教育方法演習	学習指導計画、指導案を作成し模擬授業を行い(実習指導を含む)、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。	3	90	
		看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教員のあり方を学ぶ。	2	90	
	看護教育演習	専門領域別看護論*	各専門領域別看護における教育内容とその構造を理解する。	1	15	
		専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。(選択制)	2	60	統合分野を含む専門領域から一領域を選択
	看護教育評価	看護教育評価論*	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	1	30	
		看護教育評価演習	看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	1	30	
	研究	研究方法*	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶ。	2	60	
	看護学校経営	看護学校管理*	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	1	15	
	その他			教育内容全体に幅や深さをもたせるための内容を学ぶ。	2	30
合計				34	855	

* eラーニング活用可能 なお、研究方法については、「看護教育における研究の意義等の理解」の内容について1単位30時間を取り扱う。

別紙2

番 号	
修 了 証	
	氏 名
	生年月日
平成 年度厚生労働省認定の専任教員養成講習会において、所定の課程を修了した ことを証する。	
平成 年 月 日	
	主催者名
	印

サイズ：210mm×300mm

(別 添 一)

保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

2 講習会の実施

本講習会の実施主体は都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者とする。都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を都道府県が適当と認める者に委託することができるものとする。

3 受講資格

- (1) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- (2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者
- (3) (1)の養成所で実習指導の任にある者

4 講習期間及びその設定

- (1) 講習の期間は計8週間(240時間)とする。
- (2) (1)の期間の設定に当たっては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。
- (3) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。

5 講習科目

別紙1の講習科目、別紙2の講習科目の目標及び内容を参考とすること。
講習科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別紙3を参考とすること。

6 教室の確保等講習会開催に当たり留意すべき事項

- (1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋(演習室)を確保できることが望ましいこと。
- (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。
- (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境について配慮が払われていること。

7 講習会担当者

本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。

8 講師

- (1) 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。
- (2) 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。
- (3) 看護に関する科目、実習指導に関する科目、看護師2年課程通信制に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続

- (1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の1月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

- (2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

10 運営等

- (1) 修了の認定については、受講者の出席状況に加え、専任教員養成講

習会の e ラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。

(2) 講習会修了者には、修了証を交付すること。

専任教員養成講習会の e ラーニングを活用した場合は、修了した e ラーニングの科目がわかるよう修了証等に記載すること。

(3) 受講者名簿、修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(4) 講習会の終了後は、1 か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

※ (別紙1)

保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目

区 分	科 目	時間数	
教育及び看護に関する科目	教育原理*	6	108
	教育心理*	18	
	教育方法*	30	
	教育評価*	6	
	看護論*	18	
	看護教育課程*	30	
実習指導に関する科目	実習指導の原理	15	90
	実習指導の評価	15	
	実習指導の実際	60	
看護師2年課程通信制に関する科目	看護師2年課程通信制の教育制度	3	21
	学生の到達度の理解	6	
	実習指導の方法と留意点	12	
その他	実習指導者の養成に必要なと思われる教育内容とする。	21	21
合 計		240	

* eラーニング活用可能

(別紙2)

保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目の目標及び内容

区分	科目	目標及び内容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ 1) 教育の意義、目的 2) 教育活動の特性 3) その他	6
	教育心理	人間の発達と教育過程における心理的な特徴について青年期を中心として理解する 1) 発達心理 2) 青年心理 3) 学習過程における心理 4) その他	18
	教育方法	教育の基本的な方法や技術についての理解を深める 1) 授業の形態 2) 授業の方法 3) 教育方法と教材の活用 4) その他	30
	教育評価	教育評価の意義と方法について理解する 1) 教育評価の目的と特質 2) 教育評価の方法と基準 3) その他	6
	看護論	看護の考え方を多角的に学び看護についての視野を広げる 1) 看護の概念 2) 看護の機能と役割 3) その他	18
	看護教育課程	看護師等の教育課程についてその概要、看護過程の展開を学び実習指導につなげる 1) 看護教育課程（指定規則等） 2) 教育計画とその内容 3) 実習指導計画 4) 看護過程（事例を含む） 5) その他	30

実 習 指 導 に 関 す る 科 目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導のあり方等について理解する 1) 実習の意義 2) 実習指導者の役割 3) その他	15
	実習指導の評価	実習における評価の意義や方法を理解する 1) 実習評価の意義 2) 実習評価の方法 3) その他	15
	実習指導の実際	実習指導の展開について理解を深め、演習等をとおしてその実際を学ぶ 1) 実習指導案の作成（課程別、学年別、授業科目別等） 2) 実習指導の展開と評価 3) その他	60
看 護 師 2 年 課 程 通 信 制 に 関 す る 科 目	看護師2年課程通信制の教育制度	看護師2年課程通信制教育の基本的な考え方及びその特徴について理解する 1) 通信制の目的・意義 2) 通信制の特徴・考え方・運営の基本	3
	学生の到達度の理解	1) 運営形態別の実習指導の方法、考え方、留意点 2) 学生の到達度の把握方法	6
	実習指導の方法と留意点	通信制で学ぶ学生の実習指導方法について事例を通じて理解する 1) 事例（紙上学生）による実習指導演習	12
そ の 他	実習指導者の養成に必要と思われる教育内容とする		21
合 計			240

(別紙3)

保健師助産師看護師実習指導者講習会での
eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

保健師助産師看護師実習指導者講習会 でのeラーニング適用科目			専任教員養成講習会における 対応科目		
区分	科目	時間数	授業内容	単位数 (時間数)	区分
教育及び看護に関する科目	教育原理	6	教育原理	1 (30)	教育分野
	教育心理	18	教育心理学	1 (30)	
	教育方法	30	教育方法	1 (15)	
	教育評価	6	教育評価	1 (15)	
	看護論	18	看護論	1 (30)	専門分野
	看護教育課程	30	看護教育課程論	2 (45)	

※ 「教育方法」については、eラーニングに加え、15時間の講義が必要である。

※ 保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合には、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(別 添 二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設で実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において特定の分野の実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

2 講習会の実施

本講習会の実施主体は都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者とする。都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を都道府県が適当と認める者に委託することができるものとする。

3 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者。

ただし、イについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

ア 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師

イ 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師

ウ 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

エ 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

(2) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所で
(1) アからエに掲げる実習において、現に実習指導の任にある者

4 講習期間及びその設定

(1) 講習の期間は計39時間以上とする。

(2) (1)の期間の設定に当たっては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。

(3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。

5 講習科目

別紙1の講習科目、目標及び内容を参考とすること。

講習科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別紙2を参考とすること。

6 教室の確保等講習会開催に当たり留意すべき事項

(1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。

(2) グループワークをするための部屋(演習室)を確保できることが望ましいこと。

(3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。

(4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境について配慮が払われていること。

7 講習会担当者

本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。

8 講師

(1) 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。

(2) 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。

(3) 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続

(1) 講習会を新たに実施しようとする者(都道府県を除く。)は、講習会の開催の1月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容(受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用

する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。)

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

10 運営等

(1) 修了の認定については、受講者の出席状況に加え、専任教員養成講習会の e ラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。

(2) 講習会修了者には、修了証を交付すること。

専任教員養成講習会の e ラーニングを活用した場合は、修了した e ラーニングの科目がわかるよう修了証等に記載すること。

(3) 受講者名簿、修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(4) 講習会の終了後は、1 か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

(別紙1)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目と
目標及び内容

科 目		目 標 及 び 内 容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理*	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ	3
	教育心理*	人間の発達と学習過程における青年期の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する ○青年心理 現代の青年の特徴 ○学習過程における心理 現代の青年の学習過程における心理、諸問題	
	教育方法*・ 評価方法	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する ○教育方法、評価の目的、評価方法等	3
	看護教育課程*	看護基礎教育の課程とその概要について理解する ○看護教育課程、教育計画、実習指導計画等	3
実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ○実習の意義、目的 ○実習指導者の役割	3
	実習指導の実際Ⅰ (講義)	実習指導方法を理解する ○指導計画の立案と指導方法	3
	実習指導の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、演習等を通してその実際を学ぶ ○実習指導案の作成 ○実習指導計画の展開と評価	24
合計			39

*e ラーニング活用可能

(別紙2)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会での
eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

特定分野における 保健師助産師看護師実習指導者講習会 でのeラーニング適用科目			専任教員養成講習会における対応科目		
区分	科目	時間数	授業内容	単位数 (時間数)	区分
教育及び看護に関する科目	教育原理	} 3	教育原理	1 (30)	教育分野
	教育心理		教育心理学	1 (30)	
	教育方法	} 3	教育方法	1 (15)	
	教育評価		教育評価	1 (15)	
	看護教育課程	3	看護教育課程論	2 (45)	専門分野

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。